

## ○嘉手納町日常生活用具給付事業実施規則

平成18年10月10日

規則第23号

### (趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年嘉手納町規則第20号）第2条第1項第3号に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に基づく障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25規則31・一部改正）

### (給付等の対象者及び用具の種目等)

第2条 約付等の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 約付の対象者は、障害者等であつて町内に住所を有するもの（法第19条第3項に規定する特定施設に入所する直前に居住地があつたものを含む。）で別表の対象者欄に掲げるもの
  - (2) 貸与の対象者は、前号に規定するもので、市町村民税非課税世帯に属するもの
  - (3) その他町長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）により、約付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。
- 3 約付等の対象となる種目、性能、基準額は、別表に掲げるものとする。

（平25規則31・全改、令3規則16・一部改正）

### (申請)

第3条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）は、嘉手納町日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、町長が必要ないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 用具の見積書

- (2) 世帯全員の住民票
  - (3) 障害者等又はその保護者の所得に関する証明書
  - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳の写し
  - (5) 医師意見書（添付が必要な場合に限る。）
- 2 障害者等が呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害であって、ネブライザー、電気式たん吸引器、発電機（インバーター式）、ポータブル蓄電池又はカーパークが必要と認められる者に該当し、対象となる日常生活用具の給付を受ける場合は、医師が作成する嘉手納町日常生活用具給付意見書（呼吸機能障害用）（様式第2号）を町長に提出するものとする。
- 3 難病患者等（法施行令第1条で定める疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものをいう。以下同じ。）又はその保護者が申請をする場合には、医師が作成する難病患者等日常生活用具給付意見書（様式第3号）を町長に提出するものとする。この場合において、前項に定める嘉手納町日常生活用具給付意見書（呼吸機能障害用）の提出は不要とする。

（平25規則31・全改、令3規則16・一部改正）

（調査）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、嘉手納町日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第4号）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

（平25規則31・一部改正）

（決定）

第5条 町長は、前条の調査等により予算の範囲内で用具の給付等を決定したときは、当該申請を行った者に対し、嘉手納町日常生活用具給付（貸与）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前条の調査等により用具の給付等の却下を決定したときは、嘉手納町日常生活用具給付（貸与）却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により用具の給付等を決定したときは、当該申請を行った者に対し、嘉手納町日常生活用具給付（貸与）券（様式第7号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(平25規則31・令2規則8・一部改正)

(用具の給付)

第6条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた対象者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(平25規則31・一部改正)

(用具の貸与)

第7条 第5条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた対象者は、町長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が第10条第1項各号に規定する貸与の取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(平25規則31・一部改正)

(費用の負担)

第8条 第5条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた対象者（以下「給付等決定者等」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(平25規則31・一部改正)

(業者への支払)

第9条 町長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の基準額欄に定める額を限度額とする。

(貸与の取消し)

第10条 町長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

（1） 第2条第1項第2号の規定による対象者でなくなったとき。

(2) 障害者等でなくなったとき。

(3) 障害者等が死亡したとき。

2 町長は、前項の規定による貸与の取消しを行うときは、嘉手納町日常生活用具貸与取消通知書（様式第8号）により用具貸与者に通知するものとする。

（平25規則31・令2規則8・令3規則16・一部改正）

（排泄管理支援用具の特例）

第11条 町長は、障害者等の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括して交付することができる。

(1) 暦月を単位として2月ごとに給付券1枚を交付する。

(2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2月分）の額を給付券1枚に記載して交付する。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付する。

(4) 第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき1月に必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行う。

（再給付等の決定）

第12条 町長は、既に給付等を受けている用具と同一の用具の再申請に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例により当該用具の耐用年数を勘案の上、再給付等の決定を行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第13条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、給付を受けた者が死亡した場合は、この限りでない。

（費用及び用具の返還）

第14条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（台帳の整備）

第15条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、嘉手納町日常生活用具給付（貸与）台帳（様式第9号）を整備するものとする。

(平25規則31・令2規則8・一部改正)

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

(令2規則8・一部改正)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の嘉手納町日常生活用具給付事業実施規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年規則第67号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第16号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第42号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第2条、第9条、第11条関係）

(令3規則16・全改、令5規則50・令6規則12・一部改正)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット(A)	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合には2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊マット(B)	下肢又は体幹機能障害程度が1級で体位変換が困難であり、常時介護を必要とする身体障害者(障害児の場合には2級を含む。)。ただし、原則として3歳以上の者であり、医師の意見書等により	送風装置又は空気調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの	70,000円	5年

	その必要性が認められる者又は寝たきりの状態にある難病患者等			
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者又は自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が身体障害者(児)又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障	介護者が身体障害者(児)又は難病患者等を移動させる	159,000円	4年

		害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者又は下肢若しくは体幹機能障害に障害のある難病患者等	に当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者又は難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）及び難病患者等又は介助者が容易に使い得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者又は常時介護を有する難病患者等	身体障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年

T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使い得るもの	4,460円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者(児)又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)又は重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年

	繁に転倒する者			
特殊便器	上肢障害 2 級以上の身体障害者 (児) 若しくは重度若しくは最重度の知的障害者 (児) で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者又は上肢機能に障害のある難病患者等	温水温風を出し得るもの及び知的障害者 (児) を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者 (児) 又は重度若しくは最重度の知的障害者 (児) であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	15,500円	8年
自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害者 (児) 若しくは最重度若しくは最重度の知的障害者 (児) 又は難病患者等であってそれぞれ火	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年

		災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯			
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の視覚障害者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使い得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅医療等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上上の身体障害者（児）。ただし、原則として 3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年

ネブライザ 一 (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級 以上又は同程度の身	身体障害者 (児) 及び難病患者等又は介護者が容易に使	36,000円	5 年
電気式たん 吸引器(ネブ ライザーと の両用器含 む。)	体障害者 (児) 若しく は呼吸器機能に障害 のある難病患者等で あって、在宅で日常的 に医療的ケアを受け ており、医師の意見書 により必要であると 認められる者		56,400円	5 年
酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う身 体障害者 (児)		17,000円	10年
視覚障害者 (児) 用体温 計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の 視覚障害者 (児) で視 覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯。ただし、原則とし て学齢児以上の者	視覚障害者 (児) が容易に使 用し得るもの	9,000円	5 年
視覚障害者 (児) 用体重 計	視覚障害 2 級以上の 視覚障害者 (児) で視 覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯。ただし、原則とし て学齢児以上の者	視覚障害者 (児) が容易に使 用し得るもの	18,000円	5 年
視覚障害者 用音声血圧 計	視覚障害 2 級以上の 視覚障害者 (児) で、 視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる	視覚障害者 (児) が容易に使 用し得るもの	11,000円	5 年

		世帯。ただし、40歳未満の者については、医師意見書により血圧計の必要性が認められるものに限る。		
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸の状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円 5年
	発電機(インバータ式)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)若しくは呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、在宅で日常的に医療的ケアを受けおり、医師の意見書により必要であると認められる者	身体障害者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用でき、医療機器が稼働するもの	120,000円 10年
	ポータブル蓄電池			90,000円 5年
	カーパーインバーター			30,000円 5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、发声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使い得るもの	98,800円 5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円 6年

		<p>上肢機能障害者（児） イン テリキー、ジョイスティック等</p> <p>視覚障害者（児） 画面拡大 ソフト、画面音声化ソフト等</p>		
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）を有する身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	<p>視覚障害者（児）が容易に使い得るもので次のとおりとする。</p> <p>(1) 標準型</p> <p>ア 両面書真鍮板製</p> <p>イ 両面書プラスチック製</p> <p>(2) 携帯用</p> <p>ア 片面書アルミニューム製</p> <p>イ 片面書プラスチック</p>	<p>(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円</p> <p>(2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円</p>	7年

		製	円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者(児)が容易に使い得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使い得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障害者。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使い得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)である(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出し、又は文字を音声で読み上げられた文字等を聞くことで情報を得ることが可能になる者。ただし、原則として学	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出し、又は文字を音声で読み上げるもの	198,000円	8年

	齢児以上の者			
視覚障害者 用時計	視覚障害 2 級以上の 視覚障害者（児）。な お、音声時計は、手指 の触覚に障害がある 等のため触読式時計 の使用が困難な者を 原則とする。ただし、 原則として学齢児以 上の者	視覚障害者（児）が容易に使 用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
地デジ対応 ラジオ	視覚障害 2 級以上の 視覚障害者。ただし、 原則として学齢児以 上の者	地上デジタル化されたテレ ビ放送の音声を受信するこ とができるもので、視覚障害 者が容易に使用し得るもの	8,980円	5年
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発声・発 語に著しい障害を有 するため、コミュニケ ーション、緊急連絡 等の手段として必要 と認められる聴覚障 害者（児）等とする。 ただし、原則として学 齢児以上の者	一般的な電話に接続すること ができる、音声の代わりに、文 字等により通信が可能な機 器であり、聴覚障害者（児） 等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者（児）であ って、本装置によりテ レビの視聴が可能に なる者	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障害者（児）用番組並びに テレビ番組に字幕及び手話 通訳の映像を合成したもの を画面に出力する機能を有 し、かつ、災害時の聴覚障害	88,900円	6年

		者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等に当てた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式 8,100円</p> <p>電動式 70,100円</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動式 5年</p>
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	<p>新規設置 83,300円</p> <p>回線切換のみ 2,000円</p>	—
ファックス	聴覚又は音声機能若	聴覚障害者等が容易に使用	7,700円	—

	(貸与)	しくは言語機能障害 3級以上の聴覚障害 者等であって、コミュ ニケーション、緊急連 絡等の手段として必 要性があると認めら れる者。ただし、電話 (福祉電話を含む。) によるコミュニケ ーション等が困難な聴 覚障害者等のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯	し得るもの		
	視覚障害者 用ワードプ ロセッサー (共同利用)	視覚障害者(児)で就 労若しくは就学して いる者又は就労が見 込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本 点字表記法に基づき、入力し た文章を自動的に点字変換 が可能で点字プリンターと の連動により点字文書の作 成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—
	点字図書	町長が別に定める。			—
排泄管理支 援用具	ストーマ装 具	人工肛門又は人工膀 胱造設者	蓄便袋  低刺激性の粘着剤を使用し た密封型又は下部開放型で ラテックス製又はプラスチ ックフィルム製の収納袋  蓄尿袋  低刺激性の粘着剤を使用し た密封型のラテックス製又 はプラスチックフィルム製	蓄便袋  月額  11,000円  蓄尿袋  月額  14,000円	—  —  —  —

		の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの その他 ストーマケア用品		
紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等の衛生用品	月額 12,000円	—
収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
住宅改修費	居宅生活活動補助用具	町長が別に定める。		—

## 備考

- 1 乳幼児期以前の非通行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴

覚障害者用屋内信号灯を含む。

- 3 耐用年数内における同一種目用具の再給付は、原則行わないものとする。
- 4 納付後の用具について、点検・整備費、修理等の費用は、自己負担とする。